秋穂町弘報
發行所 吉敷郡秋穂町六二八 秋穂町役場
編輯發行人 田中義一
印刷人 橋本淳[illegible]

△▽警察法改正について▽△

今迄人口五千人以上の市街的町にも自治体警察を置く様になつて、本町にも秋穂町警察署が設置され現在に及んで居りますが、今回警察法が改正されまして、町民の意志によつて國家警察、自治体警察どちらを選んでもよいことになりました。

若し現在の自治体警察を廢止し、國家警察に移したいと思えば住民投票に行つて決めることが出來ます。

住民投票をするには、町議會において「自治体警察を維持しないこと」を、「住民投票にする」といふことを議決するか、又は町民で選擧權を有する者が有權者總數の三分の一以上の連署をもつて、選擧管理委員會に請求するかの二通りの方法があります。

十月三十一日迄に住民投票の結果を内閣總理大臣に報告すれば翌年四月一日から移管されます但し本年に限つて九月三十日迄に報告すれば、翌十月一日から移管されることになつて居ります。

更新期間は二ケ年經なければ出來ません。

本町として今假に自治体警察を廢止して國家警察に移管すると住民投票の結果決定して移管され、又さきで自治体警察にしたいと思つても、一旦移管されて後二ケ年たたねば投票が行はれません）

國家警察に移管になりますと警部派出所と、改名され町民の申出がない限り、警察官の定員は現在のまま据置れる筈です。又派出所になつてもその職務權限は、大巾に移讓されますから町民に對して不便は與えないとのことです。

一、自治体警察の長所としては、自治体で設置してゐるのであるから我々の警察として親しみ易く。又相互の信頼も厚いである。

二、警察官も同じ土地に、永く勤められるのであるから、其の土地の事情に精通することができる。

三、機動力も國家警察と連絡があるので不安はない

何強ひて短所としては

一、人事の交流が出來ないから少壮有爲の人を長く在勤させることが出來ない。若し在勤しても前途に希望をもつことが薄ので自然に志氣が低下する虞がある。

二、町財政で負担するのが年額六十余万圓程度と推定出來る

選擧管理委員會よりお知せ
住民投票について

今回秋穂町議會より町自治警察廢止について住民投票に附することを議決した旨の通知がありましたので左記告示の通り來る九月七日にこの投票を行うことになりました、町自治警察を廢止か、存置か、最後の決定は町民の皆さんの決定にゆだねられていますのでよく御研究になりまして投票日には有權者一人の棄權もなく必ず投票されるようお願いします

投票日　九月七日
投票時間　午前七時から午后六時まで

秋選管告示第四十二號

秋穂町自治警察を維持しないことにつき住民投票に付することを議決した旨八月十一日付秋穂町議會議長より左記の通りその審議の經過の要領を添付して通知があつたので昭和二十六年九月七日この投票を執行する

昭和二十六年八月十八日
秋穂町選擧管理委員會
委員長 [illegible]

記

秋議第二十一號
警察法第四十條の三の規定による住民投票に付することの議決通知

昭和二十六年八月十日開催の定例秋穂町議會（第一日）において町長より提案の別紙「議案第三十五號町自治警察廢止について」本町議會は同日左の通り議決しましたので警察法第四十條の三第二項及同法施行令第七條第一項の規定により議決に關する審議の經過の要領を記載した文書を添付して通知します

記

警察法第四十條第三項の規定により町自治警察を維持しないことについて同法第四十條の三の規定による住民投票に付することを議決した。

議案第三十五號

町自治警察廢止について

警察法第四十條第三項の規定により本町は警察を維持しないこととしたいので同法第四十條の三の規定による住民投票に付することについて議決を求める

昭和二十六年八月十日提出
秋穂町長　安光元一

秋穂町自治警察廢止についての議案審議の經過要領

一、開催日時　昭和二十六年八月十日午前十時
一、開催場所　秋穂町議會議事堂
一、町提出議案　自治警察廢止について
一、出席議員　田中規正外二十名
一、議事參與者　町長　安光元一

議長午前十時十二分開會を宣し直ちに議事日程に入り議案第三十五號「町自治警察廢止について」を上程す 町長提案理由及與論聽取範圍内の經過發表をなす 總務委員長自治体警察存廢に關する委員會の研究及び調査の結果を報告 審議の結果秋穂町自治警察廢止については左の結論を得た 警察法改正に伴う廢止については重大な問題であつて全町民の意志によつて決定すべきである

議又結論に基き議案第三十五號に對し維持しないことを住民投票に付することについて可とする者に起立を求めると以上全員（二十名）起立、[illegible]住民投票に付することに決定

議長　この旨宣告す　以上

秋穂町自治警察に關する住民投票に就て

今回秋穂町議會は秋穂町自治警察廢止について住民投票に附することを決議しましたので別稿秋穂町選擧管理委員會から御知らせした様に、來る九月七日に町自治警察を廢止するか、存置するかその贊否を住民投票に問ふことになりました。皆さんの熟慮をお願いします。

が果して幾何であるかといふことは、平衡交付金の性質上逆算が至難なので不明であるが負担のあるのは當然と思はれる。

投票の方法について

今迄行われた議會議員又は首長の選擧の投票の方法とは少し違つた點がありますのでその主なものを揭げて見ると次の通りです。

一、新に補充選擧人名簿は調整されないこと。現在選擧人名簿に登錄されている人に限り投票が出來ます。

一、投票は記號式が採用された[illegible]

贊成	反對
自治体警察の廢止に贊成の人は上の空欄に〇印をつけること	自治体警察の廢止に反對の人は上の空欄に〇印をつけること

不在者投票について

投票日（九月七日）に旅行、公務、病氣、妊娠、産褥等のため自ら投票所に行くことが出來ない人は[illegible]

選擧運動について

禁止されるものは次の通り
一、選擧事務に關係ある公務員の地位利用による運動
一、特定公務員の選擧運動
一、教育者の地位利用による運動
一、戸別訪問
一、飲食物の提供
一、氣勢を張る行爲
一、特定の建物及施設の利用
一、午后十時以降の街頭演説
一、連呼行爲
一、買收及[illegible]
尚告示以後は自治警察廢止又は存置の主張をする文書圖畫等は[illegible]

秋穂町農業委員會発足について

去る七月二十日全國一齊に農業委員の選擧が行はれ本町に於ては立候補者が十六名ありましたが選擧の結果左の候補者が當選の榮を擔はれ本町の農業發展の爲に御盡力される事になりました

二三三票 橫沼簡弐
二〇四票 河野梅治
一九〇票 田中藤雄
一六六票 富永孝雄
一六四票 中元常一
一六四票 安田徳助
一六一票 古谷貞衛
一六一票 藤松芳雄
一五三票 藤村吉人
一五三票 山本兵太郎
一四七票 片岡薫
一四七票 原田吉右衛門
一三七票 山内安二
一二二票 廣中長治
一〇二票 梁根亨祐
[illegible] 若村初次郎

七月二十五日午前十時初農業委員會を召集役場議事堂に於いて全委員參集のもとに開催し左の議案について審議決定致しました
一、會長互選について
二、[illegible]
三、[illegible]
四、[illegible]

[illegible]

會長　河野梅治

[illegible]

公民館だより

町弘報の一こまを借りて始めて町民の皆様と公民館の運營[illegible]

[illegible]